

山口県報

平成22年
3月5日
(金曜日)

目次

条例
山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一



山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第一号

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十一年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十二年三月五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
事